

開発 1024 第 5 号
平成 30 年 10 月 24 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

企業における人材育成の推進に関する要請について

人材開発行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

毎年 11 月は、「人材開発促進月間」と定められております。これは、昭和 45 年 11 月にアジアで初めて東京において開催された「技能五輪国際大会」を記念して設けられたものであり、職業能力の開発・向上の促進及び魅力ある技能社会の形成を目指しております。

本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「人づくり革命の実現と拡大」を重点的な取組の一つに掲げており、誰もが、幾つになっても新たな活躍の機会に挑戦できるよう、リカレント教育の抜本的拡充に取り組むこととしているなど、人材開発施策の推進に対する期待がますます高まっています。このため、厚生労働省としては、人材育成に取り組む企業を対象とした各種助成金、ものづくり分野における専門的な知識及び技能・技術等を習得させる訓練、様々な分野における企業の生産性向上に必要な知識・スキル等を習得させる訓練、若年技能者を指導するためのものづくりマイスターの派遣、人材育成施策の基盤であるジョブ・カード等について、企業の方々に更に活用していただきたいと考えております。

貴団体におかれましては、人材開発促進月間の趣旨等をご理解いただくとともに、事業主向け支援メニューのリーフレット（別添）もご活用いただき、貴団体の傘下団体・企業に対します周知啓発に向けたご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。